**除雪及び凍結防止剤散布業務委託**

**評価基準**

**１　施工体制提案を求める具体的内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評　価　事　項 | | | |
| 評価項目 | 評　価　事　項 | | 配点 |
| 施工体制（75点） | 人員体制  （25点） | 労務者数 | 10 |
| オペレーター数 | 15 |
| 保有機材  （15点） | 自社（又は長期リース契約）保有機械の量 | 10 |
| 機材庫の位置 | 5 |
| 降雪時・  緊急体制  （35点） | 除雪時の情報伝達、出動、完了 | 12 |
| 緊急時施工体制（他工区への応援体制） | 18 |
| 独自の緊急時体制 | 5 |
| 過去の実績（10点） | 過去3年間の国、県、市町村の除雪実績（車道除雪のみ） | | 10 |
| 価　格　点（15点） | 総価による計算 | | 15 |
| 評点の合計結果 | | | 100 |

**２　施工体制提案書を特定するための評価基準**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評　価　事　項 | | 配点 | 評価A（×1.0） | 評価B（×0.6） | 評価C（×0） |
| 施工体制  （75点） | 人員体制  （25点） | 労務者数 | 10 | 十分に多い | 左右に該当しない | 少ない |
| オペレーター数 | 15 | 十分に多い | 左右に該当しない | 少ない  （設計機械台数未満失格） |
| 保有機材  （15点） | 自社（又は長期リース契約）保有機械の量 | 10 | 十分に保有している | 保有している または、対応可能 | 保有状況に問題あり（失格） |
| 機材庫の位置 | 5 | 担当地域内での早期対応が可能 | 左右に該当しない | 担当地域内での早期対応に問題あり（失格） |
| 降雪時・  緊急体制  （35点） | 除雪時の情報伝達、出動、完了 | 12 | 常に連絡がとれる状況で複数用意されている | 左右に該当しない | 連絡がとれない状況がある（失格） |
| 緊急時施工体制（他工区への応援体制） | 18 | 必ず複数班が対応できる状況にある | 左右に該当しない | 体制がとれない事態が想定される（失格） |
| 独自の緊急時体制 | 5 | 評価できる体制が構築されている | 左右に該当しない | 評価できる体制はない |
| 過去の実績  （10点） | 過去3年間の国、県、市町村の除雪実績（車道除雪のみ） | | 10 | 除雪業務の受注実績がある。除雪等業務共同体にあっては、実績を有する構成員が7割以上いる | 左右に該当しない | 除雪業務の受注実績がない。除雪等業務共同体にあっては、実績を有する構成員が3割未満である |
| 価　格　点  （15点） | 総価により計算 | | 15 | 評価点＝15点×最低価格/提案価格（小数点以下第2位四捨五入1位止め）  ※最低価格とは、提案価格のうち最低の提案価格（総価において価格点を付ける）。  　提案価格（総価）について、建設工事等最低制限価格制度事務処理要領（以下「最低制限価格試行要領」という。）に規定する「失格基準価格」を準用する。 | | |
| 評点の合計結果 | | | 100 |  | | |

※評価基準として価格点は総価で評価する。特定者となり随意契約の見積書徴取の際には、提示する区分ごとの単価が市のすべての予定価格（税抜き）以下となることが契約の条件となる。

**３　留意事項**

（1）提出された書類等に基づいて審査委員が本基準に基づいて評価し、総得点が最も高い共同企業体を契約候補者とする。

（2）評価点の満点は600点とする。（評価者1人あたりの点数100点×評価者6人）

（3）最低基準点を360点（満点の60％）とし、それ以上の点数を得た者の中から契約候補者を選定する。

（4）最高点の提案者が複数であった場合は、次の方法により順位を決定する。

　　 ア　評価項目「施工体制」の点数が高い共同企業体を上位とする。

　　 イ 「施工体制」も同点の場合は、評価項目「価格点」の点数が高い共同事業体を上位とする。

（5）審査結果についての質問及び異議申し立ては受け付けない。